

令和6年度 第1回
富士市都市計画審議会会議録

令和6年8月23日(金)

富士市庁舎10階 全員協議会室

1 開催日時

令和6年8月23日（金）午後2時から2時45分まで

2 会場

富士市庁舎10階 全員協議会室

3 出席委員13人

- (1) 第1号委員 浅見 祐司、長橋 房良、小林 武司、亀井 暁子、大山 勲
- (2) 第2号委員 太田 康彦、笠井 浩、井出 晴美、鈴木 幸司、藤田 哲哉
- (3) 第3号委員 （代理）大塚 由利子、（代理）南 健太郎、遠藤 晃

4 欠席委員2人

- (1) 第1号委員 渡邊 孝
- (2) 第3号委員 平井 一彰

5 説明部署、事務局等の職員

(1) 都市整備部

部長 鈴木 潤一

(2) 都市計画課

課長 野毛 史隆、調整主幹 加藤 雅義、主幹 大野 和也、小泉 達也

担当 木下 伯幸、石川 泰、菊池 将平

河川課

統括主幹 山本 雅峰、主幹 中村 至克

下水道建設課

統括主幹 佐野 淳、主幹 伊東 巧

6 議題

審第1号 岳南広域都市計画下水道の変更について（富士市決定）

報告案件 富士市事前都市復興計画の改定について

(午後 2 時 開会)

事務局

定刻となりましたので、ただ今から、令和 6 年度第 1 回富士市都市計画審議会を開会いたします。

本日は、ご多忙の中ご出席いただき、誠にありがとうございます。

私は、本審議会事務局であります、都市計画課の大野と申します。よろしくお願いたします。

それでは、会議に入る前に、本日の傍聴の取扱いになりますが、富士市審議会等の会議の公開に関する規則に基づき、公開での開催といたします。

議事録につきましても公開となっており、市のウェブサイトに掲載いたしますので、ご了承願います。

次に、本日の欠席、代理出席についてご報告いたします。

第 1 号委員の渡邊孝委員、第 3 号委員の平井一彰委員、第 3 号委員の諸田僚委員、第 3 号委員の中村武志委員から、欠席のご連絡をいただいております。

なお、富士市都市計画審議会運営要領第 5 条において、「行政機関の職員のうちから任命された委員が会議に出席できないときは、その職務を代理する者が議事に参与し、採決に加わることができる」としています。

この規定により、富士農林事務所所長諸田委員の代理として次長兼総務課長の大塚由利子様、また、富士警察署署長中村委員の代理として、交通課規制係の南健太郎様にご出席いただいております。

事務局

これにより、本日の出席委員は 13 人となり、過半数に達しておりますので、本会議は成立していることをご報告申し上げます。

続きまして、次第 2、市長挨拶です。

小長井市長、お願いいたします。

小長井市長

本日は大変お忙しい中、令和 6 年度第 1 回富士市都市計画審議会にご出席いただき、誠にありがとうございます。

また、皆様方におかれましては、日頃から本市の都市づくりの推進に格別のご理解、ご協力を賜り、重ねてお礼申し上げます。

さて、本日ご審議をお願いいたします案件は、岳南広域都市計画下水道の変更についてであります。

審議の対象となる沖田地区は、工業専用地域として紙パルプ関連業や自動車部品製造業など、多くの企業が立地しておりますが、近年、頻発的な豪雨により、毎年のように浸水被害が発生しており、企業活動に支障をきたしております。

このため、浸水対策として雨水ポンプ場を新設することに伴い、富士市公共下水道に当該施設及び放流管渠を都市施設として新たに追加することから、都市計画の変更を行うものであります。

そのほか、報告案件として、富士市事前都市復興計画の改定についての報告をさせていただきます。

委員の皆様方におかれましては、それぞれの立場から忌憚のないご意見を賜りますようお願い申し上げます、挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

事務局

続きまして、次第 3、付議を行います。

大山会長、小長井市長、会長席の前へお願いいたします。

小長井市長

富士市都市計画審議会会長、大山勲様。

都市計画法第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定に基づき、下記のとおり審議会に付議いたします。

審第1号岳南広域都市計画下水道の変更について（富士市決定）
ご審議のほど、よろしく願いいたします。

事務局

申し訳ございませんが、市長は他の公務のため、ここで退席させていただきます。

それでは、次第4、審議案件及び報告案件です。

富士市都市計画審議会条例施行規則第3条により、「会長は、会議の議長となる。」と規定されておりますので、議事進行を会長にお願いいたします。

大山会長、よろしく願いいたします。

大山会長

皆様こんにちは、議長を務めさせていただきます大山です。
よろしく願いいたします。

まず、会議録署名人を指名させていただきます。

浅見委員、藤田委員のお二人にお願いしたいと思います。

よろしく願いいたします。

それでは、審議案件について、議事を進めます。

本日は1件の審議案件がございます。

審第1号岳南広域都市計画下水道の変更について事務局より説明をお願いいたします。

都市計画課

野毛課長

都市計画課の野毛です。

それでは、審第1号についてご説明いたしますので、議案書の3ページをお願いいたします。

岳南広域都市計画下水道について、次のように変更するものであります。変更内容といたしましては、富士市公共下水道（東部処理区）において、沖田雨水ポンプ場を追加するものであります。

5ページをお願いいたします。

変更理由です。富士市公共下水道の東部処理区は、住民の生活環境の改善、公共用水域の水質保全及び浸水の防除を主たる目的に、昭和57年に排水区域を都市計画決定しております。

排水区域内にある沖田地区は、約168haを工業専用地域が占めており、国道1号バイパス線及び田子の浦港に近く、輸送等の利便性が良いことから、本市の主産業である自動車部品製造、紙製品製造、これら製品の一時保管を担う物流倉庫等が数多く立地しております。しかし、豪雨時には排水先である一級河川滝川の水位が上昇し、地区内の雨水排水が不良となるため、主要道路の冠水や、建物への浸水による企業活動の休止など、浸水被害の常襲地区となっております。このため、浸水対策として沖田雨水ポンプ場を新設することに伴い、放流管渠と沖田雨水ポンプ場について、下水管渠及びその他の施設として追加する都市計画の変更を行うものであります。

次の6ページ、7ページは、変更概要になりますので、お目通し願います。

8ページから10ページをお願いいたします。

位置図・拡大図になりますが、今回の変更により放流管渠及び沖田地区ポンプ場が追加されることとなります。

11ページをお願いいたします。変更に係る経緯です。

都市計画課
野毛課長

1 説明会等の開催状況についてであります。説明会は、本年2月27日と28日に、9回開催し、計64人の方に参加いただきました。公聴会は4月26日に予定しておりましたが、公述の申し出がなかったため、開催しておりません。

2 変更案に関する縦覧状況についてであります。7月19日から8月2日まで、本市都市計画課において、案の縦覧を行いました。縦覧者は4人で、意見書の提出はありませんでした。

審第1号の説明は以上になります。

私からの説明は以上であります。担当から補足説明をさせていただきます。

都市計画課
木下

都市計画課の木下と申します。

私からは、審議案件について、10分程度の補足説明をいたします。

A3用紙の資料1 岳南広域都市計画下水道の変更 富士市公共下水道（東部処理区）沖田雨水ポンプ場に伴う都市計画の変更についてをご覧ください。

1 変更の理由についてであります。

背景についてご説明いたします。

富士市の下水道区域は東部処理区と西部処理区の2地区に分かれております。右図にある総括図（雨水）の赤枠の範囲、約2,821haは東部処理区の雨水排水区域として昭和51年に都市計画決定しております。このうち黄色の範囲が沖田地区となり、約168haの浸水常襲地区であります。浸水対策の一環として、沖田雨水ポンプ場を設置するため、富士市公共下水道（東部処理区）の都市計画決定に沖田雨水ポンプ場及びその放流管渠を追加変更するものであります。

次に沖田地区と浸水被害についてご説明いたします。

下図の赤い点線内が沖田地区であり、毎年のように浸水被害が発生しております。近年の大きな浸水被害として、平成 26 年の台風 18 号により床上浸水 23 件、令和 3 年の梅雨前線豪雨により床上浸水 32 件の被害を受けております。本地区の排水はすべて、地区東側を流れる一級河川滝川へ放流しておりますが、豪雨等により一級河川滝川の水位が上昇しますと本地区から排水ができなくなることから、排水不良による内水氾濫が浸水の原因となっております。

地区内企業からの要望についてご説明いたします。

令和 3 年 7 月 3 日の梅雨前線豪雨では、地区内にある多くの企業が浸水被害を受けております。このうち、24 社から雨水ポンプ場の早期実現について富士土木事務所長及び富士市長宛てに要望書が提出されております。

次に雨水ポンプ場の必要性についてご説明いたします。

下図は、雨水ポンプ場整備前後について、下水道事業の計画規模降雨であります 7 年確率降雨による地区内の浸水状況を示したシミュレーションとなります。左側の図がポンプ整備前の現在の状況で、右側の図がポンプ整備後のシミュレーション結果となります。

このシミュレーションを使用し解析した結果、ポンプ場整備により地区内の浸水量が約 70%削減でき、大きな効果を得られる結果となります。

2 追加する都市施設についてであります。

沖田雨水ポンプ場の位置についてご説明いたします。

沖田地区の雨水を一級河川滝川へ強制排水するため、ポンプ規模などの条件について、県河川管理者と放流協議を行いました。この結果、主に 3 つの条件のもと、一級河川滝川への放流について了承をいただいております。3 つの条件になりますが、

1. ポンプ排水能力を毎秒 5 m³とすること。
2. 放流先は現状と同じ一級河川滝川であること。

都市計画課
木下

3. 雨水をスムーズに放流できるよう、地区内の雨水をポンプ場へ集約すること。

以上が放流協議による条件となります。

この条件を基に、ポンプ場設置位置の選定条件を設定しました。

1. 毎秒5 m³の排水能力を有したポンプ施設を設置するためには、約4,500 m²の平地が必要となります。

2. 放流先は一級河川滝川となるため、一級河川滝川に隣接する位置となります。

3. 地区内の雨水を集約するためには、地区内の主要水路が集まる箇所となります。

以上の選定条件を満たす赤丸の位置を、設置位置として選定いたしました。

次に追加する都市施設についてご説明いたします。

都市計画運用指針に則り、下水管渠（雨水）としてポンプ場から雨水を滝川へ放流する管渠の位置と、その他施設として沖田雨水ポンプ場の設置範囲である約4,500 m²を追加いたします。

都市施設の決定区域についてご説明いたします。

決定する区域は、下図の総括図（雨水）と計画図のとおりとなります。

既決定の東部処理区（雨水）の排水区域内に、沖田雨水ポンプ場の範囲と、放流管渠の位置を追加いたします。

3 都市計画変更のスケジュールについてであります。

これまで、説明会、原案の縦覧等を経て、本日、富士市都市計画審議会に付議し、令和6年9月頃に都市計画の告示（変更の決定）を行う予定です。

補足説明は以上となります。

よろしく願いいたします。

大山会長

ありがとうございました。

大山会長 それでは、委員の皆様から質疑、ご意見がございましたら、お願いいたします。

 はい。井出委員、お願いします。

井出委員 これまで本地区は豪雨により甚大な被害に見舞われた地域であることから、放流管渠等の整備についてぜひお願いしたいと思っております。資料1の2ページ、雨水ポンプ場の必要性について、7年降雨確率とありますが、どのようなことでしょうか。

 また、都市計画の変更を決定後、着工から完了までどのくらいの期間を計画されているのか、お伺いしたいと思います。

大山会長 はい、回答をお願いします。

河川課
山本統括主幹 河川課の山本でございます。ただ今のご質問についてお答えいたします。7年確率降雨とは、整備を計画するときに対象とする降雨の大きさになります。本市の下水道事業計画の整備基準は7年降雨確率としており、時間雨量56.7mmを対象降雨としております。

 今後、国の交付金等を活用した事業を計画をしており、都市計画の決定から概ね10年程度で雨水ポンプ場を含めその周辺整備をしていきたいと考えております。以上となります。

井出委員 都市計画決定後、これからしっかり着工から完了までの工事をなされると思いますが、約10年かかるということによくわかりました。早期の完了を目指して頑張っていただければと思います。

大山会長 はい、ありがとうございます。藤田委員お願いします。

藤田委員 私からは3点ほどお願いいたします。

藤田委員

1点目は、議案の11ページ、公聴会や縦覧では特に意見がないとのことでしたが、地元企業への説明会ではご意見はなかったのでしょうか。

次に、議案の5ページにあります変更理由ですが、浸水被害の主原因は放流先河川である滝川が感潮河川であることで、その排水不良による内水氾濫と書いてありますが、資料1の2 追加する都市施設に県との放流協議による要件として、放流先は現状と同じ滝川に流すとのことではありますが、当然、滝川の状況によっては放流できない状況になると推察されます。7年降雨確率である56.7mmを想定されているとのことですが、降雨量と潮位状況によってシミュレーション結果が大幅に変わってくるかと思います。70%削減の効果というものはどのような状況下で、どのような効果を見込んでいるのかが2点目です。

3点目は、資料1の2 追加する都市施設の県との協議の3番に、地区内の雨水をポンプ場へ集約することとあり、その下の上記による選定条件の3に主要水路が集約する土地であるとのことで雨水ポンプ場の位置を選ばれていることとありますが、選定された位置には自然と沖田地区全体の雨水が集まってくるとシミュレーションされたのか。以上3点についてお願いいたします。

大山会長

はい、3点について回答をお願いします。

河川課

山本統括主幹

説明会でのご意見について、井出委員からもお話しがありましたとおり、事業を確実に実行していただきたいということ、また、藤田委員からもありました効果根拠について意見がありました。地形勾配等により地区内からすべての浸水を解消することはできませんが、現状から浸水量の約70%を削減することで概ね床上浸水被害が解消し、道路の機能保全水位となる約20cmまで浸水を概ね軽減できることを伝えています。それ以上の対策はできないのかとの

河川課

山本統括主幹

意見もありましたが、まず7年確率降雨までの整備をしっかりと進めていき、市内全域の浸水対策が一巡した後、更なる対策を検討したいと伝えまして、地元企業からの理解を得ております。

雨水の集水につきましては、本地区は耕地整理により整備されており、それに基づいた排水計画により、選定位置の付近にある2つの樋門から本地区の排水はすべて滝川へ放流しております。このため、地形的に自然と選定位置へ集水されます。

シミュレーションの条件ではありますが、滝川の放流については、樋門を締め切り、ポンプによる強制排水のみを行った場合を条件にシミュレーションをしておりますので、シミュレーションの前提条件から滝川の水位は除外しております。また、滝川の水位状況によっては排水できないのではないのかとご指摘をいただきましたが、県との放流協議をするにあたり、雨水ポンプ場からの強制排水による放流先河川への影響を算定した結果、滝川の水位上昇が2.1cm、沼川の水位上昇は1.9cmとなっております。なお、過去の沼川の水位観測データに基づき、約10年に1回程度まで河川水位が上昇しても、放流してよいと県から了承いただいておりますので、これまで以上に放流できることから浸水被害の軽減が図れることをシミュレーション結果にて確認しております。以上となります。

大山課長

はい、太田委員お願いします。

太田委員

資料1の2ページ、地元企業からの要望書が提出されてから約3年かかっており、これから10年ほどで整備する計画とのことですが、ここまです法的手続きは完了し、今後、用地買収を開始されると思いますが、要望書が出されている企業の皆様にとっては雨水ポンプ場の早期実現を望まれていると思います。

事業期間の短縮について見込みはあるのでしょうか。

河川課

はい、お答えさせていただきます。

山本統括主幹

来年度から詳細な設計を行い、1日でも早く雨水ポンプ場の完成を目指したいと考えております。しかし、事業規模も大きいためそれなりの期間が想定されております。井出委員にもお答えしたとおり、周辺整備を含めて約10年としていることから、雨水ポンプ場のみならばもう少し早く完成できるかと思えます。しかし、浸水を軽減するためには、周辺整備の完了が不可欠なため約10年かかると考えております。担当課としましては、引き続き国へ要望活動を行っていき、なるべく早い事業完了を目指しております。

太田委員

よろしく願いいたします。

大山会長

はい、ありがとうございます。そのほかいかがでしょう。

私から1点よろしいでしょうか。

沖田地区は低地で傾斜も少ないため、今回の雨水ポンプ場及び放流管渠にてできる限りの浸水対策を行っていき、すべての浸水解消はその先になるとのお話しがありませんでしたが、他にはどのような対策を考えているのでしょうか。

河川課

山本統括主幹

地区内には未改修の水路が約17kmありますので、水路改修を順次行っていきます。あわせて、地区内の流出抑制による浸水対策について、あらゆる関係者のご協力を得ながら浸水被害の軽減を図っていきたいと考えております。以上となります。

大山会長

浸水被害があった場合には企業の被害額が大きくなりますが、地区内で浸透による対策はできないことから、雨水を貯めることについて地区内企業への働きかけを10年先ではなく、随時進めていくことがよいかと思います。これは市がやるのではなく、地区内企

大山会長

業もそれなりに努力をしてもらい手助けすることが必要だと思います。

これは意見ですので回答の必要はありません。

それでは、質疑、ご意見を終了とし、お諮りいたします。

審第1号岳南広域都市計画下水道の変更について、原案どおりで異存がないと思われま。

本案件について、原案のとおりとすることにご異議ありませんか。

《異議なしの声あり》

ご異議ありませんので、原案どおりといたします。

続きまして、報告案件の富士市事前都市復興計画の改定について、事務局よりご説明をお願いします。

都市計画課
石川

都市計画課の石川です。よろしくお願いいたします。

それでは、資料2 富士市事前都市復興計画の改定についての説明をさせていただきます。

1. 事前都市復興計画とはです。

事前都市復興計画とは、発災後、迅速かつ着実に復興まちづくりを進めることができるよう、あらかじめ、復興の課題を想定し、復興まちづくりの方向性や進め方等を定めた計画です。

国は、平成30年に「復興まちづくりのための事前準備ガイドライン」を策定し、地方公共団体の復興事前準備の取組を推進しており、令和5年7月末時点では、1,185自治体が着手しております。また、資料には、全体を1,741と記載しておりますが、1,788の間

違いでございますので、申し訳ございませんが、お手元の資料の訂正をお願いいたします。

本市では、全国に先駆け、復興まちづくりの方向性を示した復興ビジョン編と、復興の進め方をまとめた復興プロセス編で構成する富士市事前都市復興計画を平成28年3月に策定しております。

また、あわせて、発災後に行政職員がとるべき業務内容や手順等を整理した行動マニュアルを作成したほか、市民への復興まちづくりに関する意識醸成を目的とした復興まちづくり訓練を実施しております。

こちらの、復興まちづくり訓練につきましては、中段の年表に記載しておりますが、平成28年度に元吉原地区、平成29年度に田子浦地区、平成30年から31年度に吉原本町駅周辺地区、令和3年から4年度に須津駅周辺地区、令和5年から6年7月に広見商店街周辺地区において全4回の訓練を終了したところでございますが、津波、火災、建物倒壊、液状化などそれぞれの地域特性に応じた災害を想定し、実施してまいりました。

2. 改定の背景、目的です。

近年、南海トラフ地震の発生が懸念されるほか、激甚化・頻発化する大規模自然災害に対して、強く、しなやかな都市づくりへの社会的要請が高まっております。

こうした中、国は、先ほど1つ目の方でもお話ししました復興まちづくりのための事前準備ガイドライン、また、令和5年7月には事前復興まちづくり計画検討のためのガイドラインという、自治体が復興まちづくりを進めやすくするためのガイドラインを公表いたしました。

本市では、令和6年3月に、社会・経済情勢の変化に対応した将来の都市づくりの考え方を示した第三次富士市都市計画マスタープランと、富士市集約・連携型都市づくり推進戦略改定版を新たに策定しております。

本計画の運用においては、社会・経済情勢の変化、都市計画マスタープランの改定、被害想定の更新等があった場合、適宜、計画を見直すこととしておりました。上位・関連計画やガイドラインとの整合、また、これまで実施してきた復興まちづくり訓練の結果などを踏まえ、改めて復興のビジョンやプロセス等について明示する必要があるということで、今年度、改定を行っていくこととなりました。

右側のページに移りまして、3. 主な改定内容についてです。

まず、復興ビジョン編の見直しについてです。

こちらに関しては、どのような作業を行い、改定作業を進めていくかという内容になります。上からですが、現行計画策定以降に公表した上位・関連計画との連携や整合を図ります。そして、都市計画基礎調査等のデータに基づく都市の基礎情報の整理や、最新の災害ハザード情報に基づく被害特性及び課題の整理を行います。

その上で、復興まちづくりの目標及び基本方針の確認、見直しを行ってまいります。

また、上位・関連計画の拠点や誘導区域の変更に伴う復興地区区分の考え方の整理ということで、右側の図を見ていただきますと、現行計画策定後に、上位計画において設定いたしました都市機能誘導区域、居住誘導区域を新たに地区区分の考え方の要素として反映するよう考えております。

続きまして、復興プロセス編の見直しについてです。

富士市業務継続計画、これは、BCPと呼ばれているものですが、自然災害などの緊急事態に優先業務を継続実施するため、あらかじめ検討した方針、体制、手順等を示した計画でありまして、本市では、平成29年4月に策定しておりますので、その計画と本計画との整合を確認していきます。

また、これまで実施しました復興まちづくり訓練での意見等を踏まえ、各分野の復興プロセスの整理をいたします。

都市計画課

石川

続きまして、行動マニュアルの見直しです。

復興プロセス編の見直し内容や庁内検討委員会でのヒアリング等に基づき、行動マニュアルの見直しを行ってまいります。

続きまして、4. 検討体制についてです。

本計画においては、都市計画課が事務局となり作業全般を行うとともに、本都市計画審議会のほか、市議会や、市内組織の代表や市民代表等で組織する市民懇話会、庁内関係課で組織する庁内検討委員会などで、より幅広く意見を聴取し、計画の策定作業を進めてまいります。

最後に、5. 改定のスケジュールです。

本計画は、今年度、1年で計画改定業務を行うものでありまして、改定作業にあわせ、適宜、関係会議等での意見聴取を行ってまいります。

本審議会におきましては、今回、改定業務の概要についてのご報告を行い、今年度、3月に改定内容についてのご報告をさせていただき、令和7年4月に改定・公表を予定しております。

説明は以上となります。

大山会長

ありがとうございました。

それでは、委員の皆様から質疑、ご意見がございましたら、お願いいたします。

平成26、27年に策定し、これまで各地区で訓練を行ってきたとすることで、今回は上位計画やハザードマップの変更による微調整、これまでの評価による行動マニュアルの見直しを行うという、大きく分けて2つだと思います。微調整であると思いますが、来年の4月に向けて改定することです。

大山会長

以上をもちまして、本日の審議案件及び報告案件は終了となります。

それでは、進行を事務局にお戻しします。

事務局

ありがとうございました。

次第5、その他といたしまして、次回の都市計画審議会についてご案内申し上げます。第2回目の審議会を令和7年1月30日木曜日に開催を予定しております。開催通知等につきましては、改めてご連絡させていただきます。

それでは、以上をもちまして、令和6年度第1回富士市都市計画審議会を閉会とさせていただきます。

委員の皆様、長時間にわたり誠にありがとうございました。

(午後2時45分 閉会)